長崎市立愛宕小学校　学校だより 第14号　　令和４年１２月２日発行
文責 校長 吉田由美子

あたごの子

～優しい子・元気な子・賢い子～

２学期末、授業参観・懇談会

11月22日には、各学年の１・３組、25日には２組において、授業参観・懇談会を実施しました。保護者の皆様には、多数御参加いただき、誠にありがとうございました。

１年生国語科の「文作り」では、しっかりと話を聞きながら、正しい文作りに取り組む様子を観ていただきました。２年生は、生活科で訪れた「へんちくりん」で学んだことを自分たちでまとめて発表しました。資料もそれぞれに工夫し、堂々と発表できました。

【１年生】

【２年生】

また、３年生は、保護者の皆様にも御参加いただきながら、学級活動と外国語活動を行いました。４年生は算数科の「図形」の学習で、集中し、協力して学ぶ姿を御覧いただきました。

【３年生】

【４年生】

さらに、５年生は国語科でディベートを行いました。児童がそれぞれの意見に分かれ、その良さを主張し合いました。６年生も国語科で「仮名の由来」について学びました。最後には自分の名前を万葉仮名で書きました。それぞれが個性的な表記となっていました。

【５年生】

【６年生】

ひこかぜでは、平仮名での言葉作りを行いました。懸命に取り組む姿を御覧いただきました。

【ひこかぜ】

その後の懇談会では、子供たちの２学期の頑張りと今後の指導及び冬休みの過ごし方について、それぞれの学級でお話しできたかと思います。12月に２学期のまとめをしっかりと行い、気持ち良く、冬休みを迎えられればと思います。最後まで、御協力よろしくお願いいたします。

メディアとの付き合い方は…

懇談会の折にも話題となったかと思いますが、健康、安全に生活をし、「元気な子」になるためには、メディアとの適切な付き合い方を考え、実行していくことが大切です。裏面の記事にもあるように、子供のネット利用時間の増加は、長崎市内、そして本校でも大きな課題の一つです。スマホのみならず、様々な機器の使用について、ぜひ親子でしっかりと話し合い、ルール作りを行ってほしいと思います。11月の校長会で話題となり、以下の十か条が提案されました。ぜひ、参考にされてください。

【スマホ利用の十か条】

このスマホは、お父さんお母さんの物です。あなたの物ではありません。次の十か条を守るという条件で、あなたに貸します。

第一条　午後９時になったらお父さんお母さんに返します。自分の部屋には置きません。

第二条　顔を合わせ直接その人に言えない言葉や文章は、書きこみません。

第三条　お父さんお母さんに見せられない写真や動画は送りません。

第四条　しなければならないこと（学習・習い事・家の手伝い等）をしないで使うことはできません。

第五条　お父さんお母さんが必要だと感じたら、いつでも中身を確認します。

第六条　勝手にパスワードをかけたり、変えたりしてはいけません。

第七条　使用可能な時間帯であっても、使用時間が長過ぎたり、使用場面が不適切だったりしたら、使用を制限します。

第八条　直接顔を合わせて会ったことのない人の言葉は、信用してはいけません。困ったら必ずお父さんお母さんに相談します。

第九条　課金は、どのような理由があってもしてはいけません。

第十条　休日は、スマホ、ゲーム、テレビ、ＰＣなどのメディア利用時間より、紙の本の読書、運動、外遊び、直接人と会っての会話等の時間が長くなるよう心がけます。

この十か条は、毎月一度確認します。十か条が守られていなかったり、何らかの問題が起こったりしたら一度没収します。話し合って問題が解決したらまた貸します。